

総合
研究

教育と法

教育と法
研究会

第72回 PTAに関する現代的問題点

星野 豊 (筑波大学准教授)

第2次大戦終了後、70年を経た現在に到るまで、ほぼ全ての学校に「PTA」が存在していることは周知の事実である。しかしながら、この間、PTAについて法的な観点から厳密な検討がなされたことはほとんどなく、また、現に行われているPTA活動の中には、学校の活動との関係がかなり曖昧なものや、法律上の問題点を含む可能性が高いものが、少なからずあると言つて差し支えない。本稿では、法律上の組織としてのPTAの性格について簡単に解説した後、PTAが現在抱えていると思われる法律

上の問題点をいくつかの局面に絞つて列挙する。そのうえで、今後におけるPTAのあり方と、活動の方向性について私見を述べる。

1 PTAの法律上の性格……………

PTAに関しては、その発祥時から現在に到るまで、法律では特別の規制が存在しておらず、そもそも各学校で設置しなければならぬとされているものでもない。組織としてのPTAの法律上の性格は、専門用語でいう「権利能

力のない社団」、すなわち、①人の集合体としての団体であつて、②組織の構造と運営について定めた規約が存在し、③多数決原理による運営が行われ、④個々の構成員の変動によつて団体としての性格が根本的に変化しない、という要件を満たした団体のうち、特に具体的な法律の規制を受けておらず、従つて、構成員と独立した法律上の人としての団体、すなわち「法人」ではない団体の一種である。もつとも、法人であるか否かは、不動産に関する権利を団体の名義で直接登記できるか否かという点以外は、現在ではほとんど差異がなく、例えば法律上の行動の典型である訴訟については、法人でない団体であっても、団体自身の名で原告または被告となることができる。

他方、PTAは、学校の設置管理に関する法律上の根拠や規制と全く異なる次元で存在するものであるから、国公立を問わず、学校とは完全に別団体であり、国公立の学校のPTAが公的性格を持つことはない。従つて、特に国立学校のPTAに関しては、法律ないし条例上の理由ないし制限により個々の学校の判断のみ

では実現が困難であることを、任意団体として個別かつ自由に実現できる性格を持つものである。従って、現在において個々の学校に事実上要求されることがあり得る、個別かつ柔軟な対応ないし活動に関して、学校の活動の多様性や独自性を補完する役割を担うことも、十分期待できるものと考えられる。

2 PTAの現代的問題点………

前述のとおり、PTAは、ほとんど全ての学校で存在し、おのこの活動しているわけであるが、やや厳密に検討してみると、以下に述べるとおり、かなり多くの法律上の問題点を抱えているものと言わざるを得ない。

① PTAの活動範囲の限界

PTAは、特定の法律の規制を受けて成立しているわけではないため、原則としては行動が自由な部分が多いが、逆に、特定の法律の規制に従っているわけでないために、活動範囲に制約が加えられることがある。

例えば、PTAは会社法上の「会社」ではないから、営利活動を行って利益を構成員に配分することは認められず、また、構成員でない者から出資を募ることもできない（条件のない寄付を受けることはできる）。従って、PTAの活動は、原則として構成員の共同出資によって賄うほかないが、PTA構成員の人数は、当該学校の児童生徒数に依存するから、小規模な学校のPTAでは、構成員の負担が様々な意味において大きくなるのが避けられない。なお、構成員の活動に対して報酬を支払うことは特に規制されていないが、多くのPTAでは役員その他の業務が無償で行われており、構成員相互間の「不平等」が問題とされていることは、周知の事実と思われる。

他方、PTAは「学校」の機関ではないため、特に国公立学校の場合は、学校として行う業務ないし事務については一切関与することができない。しかしながら、PTAで雇用した職員が事実上学校の事務を補助している場合や、進路説明会や高大連携企画等においてPTAが「援助」「協賛」等を行っている場合は少なからず存

在するようであり、不幸にして紛争が生じた場合における法律上の解釈ないし説明は、かなり複雑なものとなりかねない。

② PTAの情報管理の問題点

PTAの活動は、学校の児童生徒の保護者と教員との共同活動である以上、連絡調整の過程において、各家庭に関する個人情報やプライバシー情報が、複雑に関係してくることが避けられない。かなり最近までは、個人情報に関して法律上の規制がそもそもなく、児童生徒および保護者を含めた学校関係者相互間のプライバシーは、事実上、当該地域社会の相互関係の中で位置づけられ、あるいは解決される傾向があったから、これらが議論の対象となることもなかったわけであるが、現在のPTAが抱える最も重大な問題点は、この個人情報・プライバシー情報の管理にあると考えて差し支えない。例えば、前述のとおり、学校とPTAとが異なる団体である以上、学校は、個人情報保護の規制の範囲内でなければ、PTAに児童生徒ないし保護者の情報を提供ないし開示する

ことはできない。従って、全ての児童生徒ないし保護者の承諾を逐一取り付けるか、あるいは、公益を図るためにやむを得ないと認められる特別な事情がある場合（大災害時の安否確認がこれに当たるかは、現時点では定かでない）でない限り、名簿を調製することも、連絡先を知らせることもできないこととなる。

また、仮にPTAに個人情報提供されたとしても、その後PTAの内部でどのように個人情報「管理」すべきかは、全く別の問題であり、PTAから個人情報保護規制に反して情報が漏洩した場合、その「責任」は誰にあるか、という点も、解決困難な問題である。この点に関して、従来のPTAは、要するに、関係者全員で情報を「共有」し、特定の「管理者」「責任者」を定めずに情報管理を行ってきた感があるが、これは、児童生徒がある程度成長してしまふと、かかる情報の内容を直接把握することができるとを意味しており、そこからの外部への情報漏洩の危険性にどのように対処すべきかが、極めて深刻な問題となる。

さらに、例えばPTA活動における各家庭の

負担配分に際して、同じ学校に兄弟姉妹が在学している場合については調整を行う等の対処は、プライバシーについて深刻な問題を引き起こしかねない。実際、児童生徒同士が「兄弟姉妹」であるか否かは、その保護者のプライバシーであることが明らかな男女関係の実情を解明しない限り判明せず、かつ、その状況が常に変とも限らないからである。

他方、従来の学校も、学校として行うべき事務連絡の一部を、PTAないし各家庭の相互連絡関係に委託することを行ってきたり、いわゆる「連絡網」による伝言などが典型例である。しかしながら、この方法は、必要な伝言が正確に行われなかったり、誤った情報が伝達されたりした場合に、明らかな法律上の問題点を発生させるおそれがあるため、近時においては、学校からの一斉電子メールの配信や、学校の作成したホームページ上に、特定の者に対してしか開示しない形態で情報を提供する等、情報管理体制としてはより穏当な方法も、徐々に普及するに至っているところである。

③PTAからの脱退は可能か

PTAが特定の法律の規制を受けない「任意」の団体である以上、そこに加入するか脱退するかは、各個人の自由であることが原則である。従って、PTAの規約に脱退手続に関する明文の規定がない限り、法律上はいつでも脱退が可能であることとなるが、現実には脱退しようとする者に対しては、相当な社会的圧力が加えられることは想像に難くない。

PTAからの脱退に関して、裁判で争われた事案はいまだごく少数のようであり、判例雑誌や裁判例データベース上でも見つけることが難しいが、県営住宅の自治会からの脱退に関しては、最高裁判所の判例があり、規約に脱退を制限する規定がない限り、原則として個々の構成員の判断で脱退することができる旨が判示されている。しかも、仮に規約上、脱退を禁止する条項を設けたとしても、その条項が法律上有効と解釈されるか否かは別の次元の問題であり、裁判所の判断がどのような傾向を示すかは定かでない部分がある。実際、共同でヨットを所有していた民法上の組合に関して、一切脱退を認

めないとする組合の規約が、公序良俗に反して無効であるとされた最高裁の判例がある。

さらに、一部の者が脱退した後において、当該脱退者とその保護する子どもとが、当該学校においてどのような関係をPTAと構成することとなるかについても、法律上の解釈の余地は大きい。特に、現在のように、学校とPTAとの関係がやや曖昧なまま活動が行われている多くの学校においては、例えばPTAが主催する行事等にPTAに属しない者の保護する子どもは参加できるのか、個々の行事ごとに特別に費用負担を行うか否かによって結論が変わるのか、というやや複雑な問題点が存在している。

そもそも、PTAからの脱退が問題となる以前に、現在のほぼ全ての学校では、児童生徒が当該学校に入学した際に、自動的にPTAに入れたとする扱いが行われているが、これが法律上有効であるかも問題となる。学校と児童生徒ないし保護者との間の「在学関係」は、あくまで「学校」に対する関係のみ成立しているものであり、学校とPTAとが異なる団体である以上、在学関係の存在だけでPTAへの自動

的な加入を説明することは、少なくとも理論上は困難である。実際には、初回のPTA会費等の徴収や、PTA行事への参加あるいは役員への就任の承諾をもって、事実上、児童生徒の入学时に遡って加入を承諾したものとみなすことがせいぜいであり、一度明確に異議が述べられた場合には、法律上の問題の発生は、避けられないものと考えるべきである。

3 PTAの今後の方向性………

以上見てきたとおり、各家庭における生活様式や経済状態、学校の活動に対する基本的な考え方が単一でなくなっている現在では、従来のPTA活動を基礎づけてきた前提が成り立たなくなっており、法的紛争のおそれもあることを認識しなければならぬ。そのような状況の中で、今後におけるPTAのあり方と活動の方向性について考えるためには、以下の点に留意することが必要であると思われる。

第一に、PTAの活動と、学校の活動とは、理論上も事実上も、分離していく方が無難であ

る。この点に関して、PTAに教員の参加が本当に必要であるか否か、あるいは、PTAの活動が学校の敷地内で行われ、学校の設備用品を事実上使用することに果たして問題点はないのかどうか、改めて検討する余地がある。

第二に、今後のPTAにおいては、理論上も事実上も「任意」の団体として、その性格や行動原理を徹底させる方が望ましい。具体的には、PTAとしての目的を明確にし、その目的や活動方針に明確に賛同する者の共同活動とすることが、本稿で指摘してきた法律上の問題の大半を未然に防止する要因となる。

第三に、PTAの目的と学校の教育目的との接合点をなお模索することも、決して否定されるべきではない。本稿冒頭で若干述べたとおり、「学校」としての活動に制約のある部分に関して、児童生徒の成長に有益な活動を補完する役割をPTAが果たすことは十分な意義があることであり、必要に応じて、学校外のNPOないしボランティア団体との連携をすることも、一つの合理的な考え方として検討されるべきである。